

## 議案第 64 号

### 嘉島町スポーツ交流広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

嘉島町スポーツ交流広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 1 月 29 日提出

嘉島町長 鍋田 平

#### (提案理由)

物価高騰の影響を鑑み、受益者負担の適正化を踏まえた施設使用料の改定のため本条例を制定する必要があるので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

嘉島町スポーツ交流広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

嘉島町スポーツ交流広場の設置及び管理に関する条例(平成24年嘉島町条例第4号)

の一部を次のように改正する。

別表中「1,000円」を「1,200円」に、「800円」を「1,000円」に、「500円」を「600円」に、「400円」を「500円」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る使用料について適用し、同日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

嘉島町スポーツ交流広場の設置及び管理に関する条例(平成24年嘉島町条例第4号)新旧対照表

現行				改正後（案）					
別表(第6条関係)				別表(第6条関係)					
区分	単位	料金(1時間当たり)		備考	区分	単位	料金(1時間当たり)		備考
		施設使用料	照明使用料				施設使用料	照明使用料	
ABコート	全面	1,000円	800円	1 町民以外の使 用については、倍 額とする。 2 1時間に満た ないときは、1時 間とする。 3 左記の金額は、 消費税を含むも のとする。 4 使用時間は、原 則として午前9 時から午後10時 までとする。	ABコート	全面	1,200円	1,000円	1 町民以外の使 用については、倍 額とする。 2 1時間に満た ないときは、1時 間とする。 3 左記の金額は、 消費税を含むも のとする。 4 使用時間は、原 則として午前9 時から午後10時 までとする。
Aコート	半面	500円	400円		Aコート	半面	600円	500円	
Bコート	半面	500円	400円		Bコート	半面	600円	500円	